平成２３年（フ）第７３号
宮崎県延岡市野地町６丁目5315番地
債務者　三村　真二
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第４１号
鹿児島県姶良市加治木町新生町585番地２県営第２加治木団地１棟304号
債務者　平田ゆり子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１２号
沖縄県名護市城２丁目13番10―202号　比嘉アパート
債務者　玉城　典子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第８０号
盛岡市東緑が丘９番７号　ハイツミキ東緑が丘102号、旧住所盛岡市上田４丁目８番１号
債務者　菊池　宏樹
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３５号
福島県田村郡小野町大字小野新町字七合田50町営団地２―285号、住民票上の住所福島県田村郡小野町大字小野新町字七合田50番地
債務者　矢作　泰章
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第３９号
長野県東御市和3284番地３
債務者　小林　由美
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第４０号
長野県東御市和3284番地３
債務者　小林　永子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１０９号
兵庫県明石市大道町２丁目８番14号　明洋荘
債務者　安田賀代子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１１１号
兵庫県明石市魚住町清水119番地の５　第３増田ハイツ205号
債務者　兵頭　政彦
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３６７号
さいたま市中央区鈴谷６丁目２番25号
債務者　本田　　満
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４９０号
埼玉県幸手市緑台２丁目20番12号
債務者　花輪喜美江
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５６９号
埼玉県川口市西川口５丁目１番18号　富士ビル202号室
債務者　伊庭　　豊
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６０３号
埼玉県川口市東川口４丁目27番20号
債務者　大和久興太郎
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６２号
富山市野々上43番地　パールハウス110号、前住所富山市婦中町袋459番地11　コーポエース103号
債務者　久郷　美弥
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８０号
富山市城村502番地　市営住宅265号
債務者　長﨑　秀夫
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７５号
千葉県松戸市六高台３丁目145番地　六高台県営住宅３棟504号
債務者　小沼　総子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１３７号
千葉県野田市宮崎81番地の４　エクセレントプレイスドリームマークス1206号
債務者　小嶋　英樹
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部